

# 福島第一、第二原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2020年6月17日

**TEPCO**

---

東京電力ホールディングス株式会社

## 1. 新型コロナウイルス対策の概要（1/3）

- 福島第一、第二原子力発電所では、これまで出社前検温の実施やマスク着用の徹底し、感染拡大防止対策を継続実施中
- 福島第一原子力発電所では、構内休憩所の時差利用による3密回避等についても実施
- 現時点（6月12日）において、福島県内の東京電力HD(株)社員および協力企業作業員に、新型コロナウイルスの罹患者は発生していない
- 感染防止対策強化期間と定めたGW期間から6月末まで、県外（5月25日の非常事態宣言解除後は特定警戒都道府県）との不要不急の往来の自粛を東京電力HD(株)社員および協力企業作業員に要請※しており、やむを得ず往来した場合には、2週間の在宅期間を設けることとしている。

※福島第一：社員約1,100名、協力企業55社（約8,400名）、福島第二：社員約440名、協力企業34社（約1,700名）

## 1. 新型コロナウイルス対策の概要 (2/3)

- 緊急事態宣言の発出を踏まえ、感染拡大のリスクに備えた対応方針を策定
  - 3密（密閉、密集、密接）回避を更に徹底
  - 廃炉作業は継続（なお、プラントを安全・安定に維持管理するために必要な作業以外の扱いについては別途検討）
  - 福島県から要請等が出された場合は、内容を踏まえ、改めて検討
  
- 4月29日～5月10日を対策強化期間と定め、東京電力HD(株)社員および協力企業作業員に以下の対策を追加実施
  - 福島県と県外との往来を含め不要不急の外出自粛を要請（やむを得ない事情により往来した場合は、5月11日から2週間は発電所への来所を禁止）
  - 4月8日から5月10日の間の行動履歴を作成
  
- 福島第一原子力発電所においては、新型コロナウイルス対策として、主要建屋(※)入口にて、赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査を実施。発熱がある場合は入館を拒否。体表温度検査については、今後、福島第二でも導入予定。  
※新事務本館、入退域管理棟、協力企業棟、正門

## 1. 新型コロナウイルス対策の概要 (3/3)

- 東京電力HD(株)社員に対しては、マスク着用及び入社前検温（熱のある場合の自社自粛）の義務化、感染者・感染疑い者の情報確認を実施、国内外出張の原則禁止
- 協力企業に対しては、感染者・感染疑い者が発生した場合の東京電力労務担当への報告を指示
- 現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制。福島第一の廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な作業を担う当直員が罹患することを回避するため、対策を講じている。福島第二においても同様に当直員の罹患対策を実施。
- 福島第一、第二の視察者受入れについては、2月29日から6月30日まで中止

## 2. 新型コロナウイルス対策事項（1/3）

### <東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通>

#### ■ 福島県と県外との往来を含め不要不急の外出自粛を要請（5/11～当面の間）

- 4月29日～5月10日を対策強化期間と定め、福島県と県外との往来を含め不要不急の外出自粛を要請。やむを得ない事情により往来する場合には、5月11日から2週間は発電所への来所を禁止し、自宅等での待機を指示
- 6月1日以降も、特定警戒都道府県との往来を行わないよう要請。往来した場合は2週間は発電所への来所を禁止し、自宅等での待機を指示

#### ■ 行動履歴の作成（4/8～当面の間）

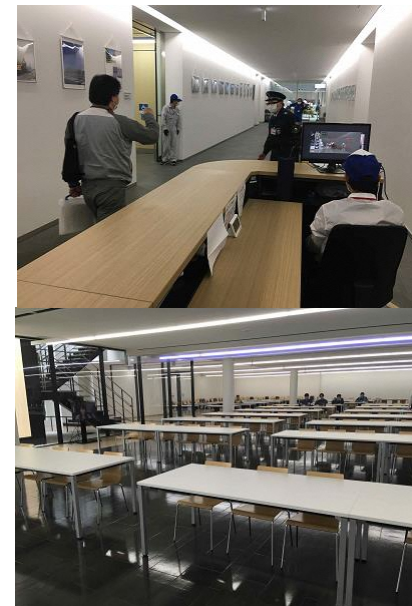
- 4月8日から5月10日の間の行動履歴を作成し、感染の恐れが生じた場合に感染ルート探査が容易に行えるよう備えた

#### ■ 赤外線サーモグラフィーによる体表温度検査の実施(3/16～)

- 福島第一各所（新事務本館2カ所、入退域管理棟2カ所、協力企業棟、正門）において、温度体表検査を行い、発熱がある場合は入館（入所）不可。今後、福島第二でも導入予定。

#### ■ 食堂の対面喫食禁止(3/3～)

- 対面喫食による飛沫感染を防ぐため、各食堂の間引きを実施



## 2. 新型コロナウイルス対策事項 (2/3)

### <東京電力HD(株)社員および協力企業作業員共通>

#### ■ 免震重要棟緊急対策室（福島第一）並びに各中央制御室（福島第一および第二）に入室する際の対策（2/27～）

- 運転員以外の入室を原則禁止とし、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化
- 追跡調査のため入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）

### <東京電力HD(株)社員>

#### ■ 単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）の自粛要請（4/8～）

- やむを得ない事情を除き、単身赴任者や独身者の帰省（帰宅）につき自粛を要請

#### ■ マスク着用義務（4/17～）

- 全所員に対しマスク着用を義務化(単身赴任者の自宅帰省時を含む)

#### ■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認（2/25～）

- 全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- 発熱のある者は出社を控えるとともに職場管理者に報告し、データベースで共有



#### ■ 出張の原則禁止（3/2～）

- TV会議システムなどを活用し、真にやむを得ない場合を除き、国内、海外とも原則禁止

## 2. 新型コロナウイルス対策事項 (3/3)

### <東京電力HD(株)社員>

#### ■ 時差勤務、在宅勤務の推奨 (3/2~)

- 計画的かつ組織的にフレックスタイム勤務を活用するとともに、社給PCやiPadによる在宅勤務を推奨

#### ■ 独单身寮食堂へのシフト制及び区画制の導入 (3/6~)

- 交替勤務者の感染予防のため、利用にあたってのシフト制及び区画制を導入し3密回避

#### ■ 会合およびイベントへの行動自粛 (3/2~)

- 会合の自粛および不特定多数が集まるイベント（集会）や場所への行動自粛

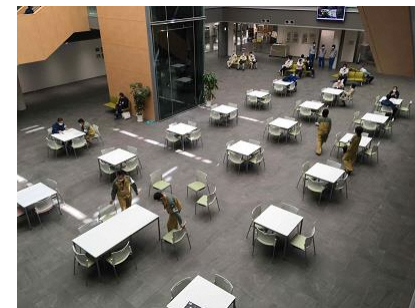
### <協力企業作業員>

#### ■ 協力企業に対する情報連絡の依頼 (3/2~)

- 各協力企業において、発熱、体調不良（のどの痛みや倦怠感）が発生した場合には当社への報告を指示

#### ■ メーカーおよび協力企業との面会自粛 (3/6~)

- 主要企業各社に不要不急の来訪を自粛頂くとともに、来社時には不織布製マスクの着用の協力を要請
- 新事務本館で打合せ行う際には、原則1階センターホールで実施
- 執務室での打ち合わせを禁止し3密を回避（福島第二）





### 3. 当直体制について

- **現状の当直体制（勤務シフト）は通常体制**
- **福島第一では廃炉作業を安定的に進める上で不可欠な「燃料デブリの管理」「使用済燃料の継続的な冷却」「汚染水の適切な処理」、福島第二では安定した冷却停止を担う当直員が罹患することを回避するため、下記の対策を講じている**

#### ■ 通勤バスの扱い

- 「交替勤務者優先バス」を「交替勤務者専用バス」に運用変更（福島第一）
- 交代勤務者の通勤については、通勤バスからマイカーへ運用変更（福島第二）

#### ■ 建屋内通路等での運転以外の者との接触回避

- 入退域管理棟から免震棟までの移動ルートを分離
- 着替え所を当直員と当直員以外で分離
- 免震棟集中監視室の出入口を当直員と当直員以外で分離

#### ■ 運転員の執務関係環境

- 作業受付場所を集中監視室外に変更
- 引き継ぐ内容を事前に整理し、短時間かつ一定の離隔距離を取って引き継ぎを実施

#### ■ 空調の独立化等による他居住空間からの回り込み防止

- 免震棟緊急対策室ならびに各中央制御室の空調は、他エリアと別であり独立



## 4. 視察状況について

---

### ■ 視察状況

- 2月29日より6月30日までの視察受入中止を決定。再開時期については、社会情勢を踏まえ決定